

平成28年第4回六戸町議会定例会会議録（第3号）

平成28年12月6日（火）午前10時開議

出席議員（12名）

1番	長根一男	2番	種市正孝
3番	杉山茂夫	4番	久田伸一
5番	高坂茂	6番	下田敏美
7番	川村重光	8番	河野豊
9番	円子徳通	10番	母良田昭
11番	山本実	12番	苔米地繁雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田豊	副町長	保土澤正教
総務課長	川村星彦	企画財政課長	円子富浩
税務課長	舘泰之	産業課長	高橋宏典
町民課長	川原徹	福祉課長	外山昌彦
建設水道課長	小林章	診療所事務長	吉田史明
会計管理者	高橋寿典	教育委員会 委員長	長根富栄
教育長	櫻田泰弘	教育課長	吉田英輔
農業委員会 会長	金浏盛一	農業委員会 事務局 局長	高橋宏典
選挙管理 委員会 委員長	四木豊美	選挙管理 委員会 事務局長	川村星彦
代表監査委員	吉田透	監査委員 事務局 局長	川村政則

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 川村政則
主 査 井川静香

事務局次長 松橋紀幸

議 事 日 程

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 3 承認第 15 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 承認第 16 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第 52 号 青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 6 議案第 53 号 六戸町税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 7 議案第 54 号 六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議案第 55 号 六戸町農業委員会の委員等の定数に関する条例案
- 日程第 9 議案第 56 号 六戸町農業委員会委員選考委員会設置条例案
- 日程第 10 議案第 57 号 六戸町農業委員会農地利用最適化推進委員選考委員会設置条例案
- 日程第 11 議案第 58 号 六戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例案
- 日程第 12 議案第 59 号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例案
- 日程第 13 議案第 60 号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 14 議案第 61 号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 15 議案第 62 号 土地改良（災害復旧）事業の施行について
- 日程第 16 議案第 63 号 平成 28 年度六戸町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 17 議案第 64 号 平成 28 年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2
号）
- 日程第 18 議案第 65 号 平成 28 年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 19 議案第 66 号 平成 28 年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 20 議案第 67 号 平成 28 年度六戸町霊園事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 68 号 平成 28 年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 日程第 22 同意第 4 号 六戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

会議録署名議員の氏名

10番 母良田 昭

11番 山本 実

会 議 の 経 過

議 長（円子徳通君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席願います。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（円子徳通君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 承認第14号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

承認第14号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書の1ページからになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成28年9月30日専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

3ページをお開きください。

平成28年度六戸町の一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ3,112万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億3,783万1,000円としたものであります。

その内容につきましては、主に災害関連経費の補正であります。

最初に、歳出についてご説明いたします。

事項別明細書のほうの4ページをごらんいただきます。

一番上の8款土木費及び中段の9款消防費では、災害対応のための職員の時間外勤務手当をそれぞれ増額計上しました。

下段の11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費では、農地、農業用施設災害復旧事業経費として、測量等の委託料や工事請負費ほかで、項の計で1,503万8,000円を計上。

5ページになります。上段11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費では、町道における倒木処理や損壊箇所の復旧経費として、手数料、委託料、機械借り上げ料、工事請負費ほかで、項の計で1,220万2,000円を計上。

同じく5ページ下段の11款災害復旧費、3項文教施設災害復旧費では、町内の小中学校等の教育関連施設での倒木処理や屋根等の被災箇所の復旧費として、修繕料、委託料で、項の計で140万4,000円を計上しました。

6ページになります。

11款災害復旧費、4項公共施設、公用施設災害復旧費では、町有地の樹木が強風で倒れ、民地にあった車両に損害を与えたもので、その対応経費として、委託料と損害補償費に項の計で153万4,000円を計上しました。

次に、歳入についてご説明いたします。

3ページに戻っていただきます。

中段の12款分担金及び負担金と下段の15款県支出金には、歳出における農地農業用施設災害復旧事業の分担金と補助金であり、分担金については50万6,000円、補助金については890万5,000円を計上しております。

上段の10款地方交付税については、歳出との関連において、不足分の2,171万7,000円を計上しております。

以上で承認第14号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ありませんか。

河野君。

8 番（河野 豊君）

予算には直接関係ないんですけども、このところ立て続けに続いております事務処理の不祥事についてちょっと質問させていただきたいと思います。

いいよね、これね。一般質問で。

議長 長（円子徳通君）

許します。

8 番（河野 豊君）

それで、介護保険還付ミスというのは8月に発生しております。その後において、今度は架空の銀行名を間違えて、いわゆる発送してしまったことがあります。最初に介護保険の還付ミスのときには、新聞紙上等でも、町長のほうでも言われておりましたけれども、要は複数人でミスがないように確認しますという、そのときの答弁をいただいておりますけれども、その後にもまた同じようなミスが出てしまったと。

六戸町が人口はふえているということで、非常に他の町からも六戸町はすばらしいねという言葉も、まずいただいております。それに関しては非常にうれしいことではあるんですけども、ただ、一方では、このようなミスが立て続けに起きて、さらには新聞紙上でマスコミにも発表されたりして、何だこれはというふうに思っている町民の方、非常に多いと思うんです。

今回のその架空の口座名ということも、この発表によりまして件数が1,246世帯に郵送したと。そのうちの136世帯分だけが、要は間違ったまま発送していると。

ということになりますと、要するにこの事務の処理をした職員が複数人いるのかなと思っております。そのうちの、じゃ何人が間違ったのか。その間違ったその経緯、中身をもうちょっと説明していただけますか。

議長 長（円子徳通君）

ちょっと待ってください。今の質問に対しては、ちょっと関連がないと議長のほうで判断したいと思います。

（「そう思って、前もって事務局のほうに確認したんですよ。これ、この質問はどこですればいいんですかということ。ここですという

ことを確認して今質問したんです」の声あり)

議 長（円子徳通君）

一般会計補正予算、日程第16のほうで再度受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「日程16、わかりました」の声あり）

議 長（円子徳通君）

それでは、議事進行に入ります。

ほかに質疑ありませんか。

7番、川村君。

7 番（川村重光君）

今の災害復旧費の、前回もちょっと説明あったんですが、木が倒れて業者さんに損害与えた物品損害補償費100万円と金額が今回載っている。前回の説明ですと金額はまだわからなかった。きょうはきちんと100万円。その100万円という根拠ですよね。相手から請求されてこうなるものか、素直にこっちで受けて、はいそうですと、こうなるものなのか、そこら辺ちょっと事情がありましたらお聞かせ願いたいと思います。根拠です。

議 長（円子徳通君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

お答えいたします。

まだ現在、その金額は確定しておりません。相手側とはしばらくまだ接触できていない状態でございます。

議 長（円子徳通君）

川村君。

7 番（川村重光君）

請求するとかそういうのはまだない。幾らを請求するとかと。

議 長（円子徳通君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

向こう様には大分前に見積もりを出してくれと言って、向こうも出しますよということにはなっておりますが、まだそれが出てきていない状態でございます。

議 長（円子徳通君）

川村君。

7 番（川村重光君）

この100万円は何かなということ。

議 長（円子徳通君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

100万円の算定根拠でございますけれども、特に根拠があるわけではございません。

大体、倒れた木がぶつかった車両の台数が、我々から見れば3台と判断したんですが、相手側にすればそれだけじゃないよというようなやりとりがありまして、その中で一応区切りがいいところで、100万円あれば対応できるんじゃないかなということで計上した金額でございます。

以上です。

議 長（円子徳通君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

11番、山本君。

11 番（山本 実君）

今7番議員と全く同じ箇所でございますが、これは専決処分をしたというふうなことですよね。そういたしますと、この議案14号につきましてはどうなんですか。この今説明を言っただきました6ページの物品損害補償、それに対して倒木した、それで廃車になっている車に損害を与えたと。その損害補償として100万円という内容ですよね。これは、そういう見込みをしたということですか。見込みでここに計上したんだというふうなことだと思うんです。

とすれば、実は前にもご説明いただきましたときに、その現場、立木が覆いかぶさっている状況、現場を見ました。確かに複数の車に木を振って木が倒れまして被害を与えているような感じは受けましたが、ただ廃車になっている車なわけです。廃車になっている車、つまり廃車、車でない車に損害を与えたというふうなことで100万円の計上だと思うんですが、もう少し詳細に、この100万円の内訳についてご説明をいただきたいと思います。

（「100万円の内訳」の声あり）

議 長（円子徳通君）

副町長。

副町長（保土澤正教君）

ただいまの川村議員さん及び山本議員さんのご質問、100万円の根拠はあるのかということでございますが、はっきり申し上げて根拠はありません。

何で100万円ですかということなんですが、当時相手方との折衝の中で、損害を受けたと。その3台だけじゃなくてもっと多いんですよ。私は、廃車といえどもこれは私の財産であって商品ですよというふうなこと等から、相手方に100万円を補償しますと言ったことではないんです。100万円あれば相手方の要求に、あるいは要求があれば応えることが可能な金額を専決処分したと。

したがって、今後相手方からまだ見積もり、請求等が出ておりませんが、当方としてもそういう場合の補償のあり方ということをお弁護士さん等々とも相談しながら現在は対応してい

るところでございますが、予算としては100万円を専決処分しておいて、その範囲内でできるだけ相手方との交渉をまとめてまいりたいと、そういう趣旨の金額でございます。

以上です。

議 長（円子徳通君）

11番、山本君。

11 番（山本 実君）

説明はよくわかりました。よくわかったということは、損害を与えた相手から要求がないのに、100万円のいわゆる現金を準備して、その中で相手とこれからやりとりをするんだと。それで、この100万円の中でおさめたいということなわけですね。

これ、100万円を超えたらどうします。いや、それじゃ納得しないというような形になったら。また何かで予算計上するわけですか。

つまり、まだこれから話をしていないのに対して、おわびだけで私はよろしいのではないのかなという感じはするんです。ということは、確かにお伺いになっていることは廃車イコールまだ代用できるものがある、つまり商品であるというような考え方でいらっしゃるから、今みたいなこの100万円の予算を計上すると思うんですよ。そうではなくて、積極的に町のほうから行って申しわけなかったというふうな言葉で私は済むのではないのかなというふうな感じをしているわけですが、これはそういうふうな先方さんのほうに足を運ばれて、今私が申し上げたみたいなことをしておりますか。

議 長（円子徳通君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

担当の者が4回ほど接触して話をしております。

以上でございます。

議 長（円子徳通君）

11番、山本君。

1 1 番（山本 実君）

担当の者って、このように100万円という金額がかかれば、もっと上の人が行かなければだめですよ。行って率直に相手方とお会いして、それで内容をお話をしまして、ひとつ頭を下げるというそういうふうな形をとらないと。こちらの、町の誠意というようなものは伝わりませんよ。担当が行ってごめんなさいだけでは。さあ、それで今度は100万円のあれにして予算を組んで専決処分して。それでまずやろうとしている。どうもやっぱりその誠意が見られない。いや、今ここでこうして話をしているにおいても誠意が見られない。

やはり、もっと上の方が行って、申しわけなかったというふうな内容で話をするべきだと思うんですよ。

見込みで採決したということですね。わかりました。

議 長（円子徳通君）

答弁はよろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより承認第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第14号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第3 承認第15号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長 (円子富浩君)

承認第15号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書の5ページからになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成28年9月30日専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

7ページをお開き願います。

平成28年度六戸町の一般会計補正予算(第4号)は、歳入歳出それぞれ2,750万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億6,533万1,000円としたものであります。

その内容につきましては、平成28年9月30日をもって閉鎖した六戸町国民健康保険病院事業特別会計の補正予算との関連において、一般会計からの補助金の補正が必要になったことによるものであります。

最初に、歳入についてご説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開き願います。

10款地方交付税に2,750万円を計上しております。

次に、歳出について説明いたします。

4ページをごらんください。

4款衛生費、1項保健衛生費に国民健康保険病院事業特別会計補助金として2,750万円を計上しております。

以上で承認第15号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。
これより承認第15号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。
よって、承認第15号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第4 承認第16号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
担当課長の説明を求めます。
診療所事務長。

診療所事務長（吉田史明君）

承認第16号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書9ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成28年9月30日専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

平成28年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計補正予算（第2号）について、事項別明細書に基づき、ご説明申し上げます。

事項別明細書の2ページをお開きください。

収益的収入及び支出について。

収入、1款病院事業収益、3項特別利益、1目その他特別利益に9月30日をもって、病院を廃止し、病院会計を閉鎖したことに伴い、2,750万円を不良債務解消分として一般会計から繰り入れするため増額計上し、総額を3億79万4,000円としました。

以上で承認第16号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより承認第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第16号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 議案第52号 青森県市町村総合事務組合格約の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (川村星彦君)

議案第52号 青森県市町村総合事務組合格約の変更についてご説明いたします。

議案書12ページをお開き願います。補足資料1ページもご参照願います。

本案は、平成29年4月1日から当該組合が共同処理する事務のうち、市町村税等の滞納整理に関する事務に新たにむつ市を加えることから、当該組合格約の変更について、議決を求められたものでございます。

附則は、施行期日を定めたものでございます。

以上で議案第52号の説明を終わります。

議長 (円子徳通君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (円子徳通君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号 青森県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 議案第53号 六戸町税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長 (館 泰之君)

議案第53号 六戸町税条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

議案の15ページからになります。

説明補足資料は2ページからの新旧対照表となります。こちらもご参照ください。

今回の改正は、「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令」の題名が「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令」に改められ、日本と台湾との民間租税取り決めに規定された内容の実施に関連する国内法が整備されたことに伴って、個人の町民税の課税の特例を定め、課税事務に支障を来さないよう措置するため、条例を改正するものであります。

改正内容については、18ページをごらんください。

附則第20条の2として、法律に規定する特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対し、当該所得に課税する規定を追加し、また、この附則の新設に伴う条項のずれを修正するなどの規定の整備を行うものであります。

24ページからは、本改正条例の附則になります。

第1条は、施行期日を平成29年1月1日とするもので、第2条は、経過措置について定めたものです。

以上で議案第53号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号 六戸町税条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 議案第54号 六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（舘 泰之君）

議案第54号 六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議案の26ページからになります。

説明補足資料、8ページからの新旧対照表もご参照ください。

今回の改正は、議案第53号の税条例の一部改正に関連し、個人の町民税で課税される特例適用利子等又は特例適用配当等の額を、国保税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含める課税の特例を定め、課税事務に支障を来さないよう措置するため、条例を改正するものであります。

改正内容は、27ページ中段以降に、附則第10項として特例適用利子等を、第11項として特例適用配当等を、それぞれ国保税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含める規定を追加し、また、これらの附則新設に伴う条項のずれを修正するなどの規定の整備を行うものであります。

29ページからは、本則改正条例の附則になります。

第1条は、施行期日を平成29年1月1日とするもので、第2条は、適用区分について定めたものです。

以上で議案第54号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号 六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 議案第55号 六戸町農業委員会の委員等の定数に関する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（高橋宏典君）

議案第55号 六戸町農業委員会の委員等の定数に関する条例案について、その概要をご説明いたします。

提出議案31ページをごらんください。

本条例案は、平成28年4月1日から改正農業委員会法が施行されたことに伴い、各委員の定数を定める必要があるため制定するものであります。

提出議案32ページをごらんください。

第1条は、趣旨について定めるものであります。

第2条は、農業委員会の委員の定数を定めるものであります。

第3条は、農地利用最適化推進委員の定数を定めるものであります。

第4条は、委任について定めるものであります。

附則は、施行期日を公布の日からとし、六戸町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止するものであります。

以上で議案第55号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第55号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号 六戸町農業委員会の委員等の定数に関する条例案については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第9 議案第56号 六戸町農業委員会委員選考委員会設置条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

産業課長。

産業課長（高橋宏典君）

議案第56号 六戸町農業委員会委員選考委員会設置条例案について、その概要をご説明いたします。

提出議案34ページをごらんください。

本条例案は、平成28年4月1日から改正農業委員会法が施行されたことに伴い、委員の選出方法が変更されたため、条例を制定するものであります。

議案35ページをごらんください。

第1条は、設置について定めており、名称を「六戸町農業委員会委員選考委員会」と定めるものであります。

第2条は、所掌事項について定めるものであります。

第3条は、組織について定めるものであります。

第4条は、委員について定めるものであります。

第5条は、委員長及び副委員長について定めるものであります。

第6条は、招集について定めるものであります。

第7条は、会議について定めるものであります。

第8条は、庶務について定めるものであります。

第9条は、委任について定めるものであります。

附則は、施行期日を公布の日からとし、施行後、最初に招集する選考委員会の会議は、第6条の規定にかかわらず、町長が招集するとするものであります。

以上で議案第56号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ありませんか。

6番、下田君。

6番（下田敏美君）

町長に質問したいと思います。

第3条、組織ですが、女性の農業関係者を出しましょうということですが、関連ですけれども、農業委員を女性の構成としては何名ぐらい頭にあるかお伺いしたいと思います。

議長 長（円子徳通君）

町長。

町長（吉田 豊君）

これは、全体的なところから見ることになろうかと思しますので、何名という数字は特に考えてはおりません。女性の観点という部分もこの農業委員の中から外れないような形で対処していきたいなど、考えてもらいたいなどというふうに思っております。

ちょっと人数は、定めて何名という断定的に申し上げるのはちょっと今は考えておりませんので、ご理解賜りたいと思います。

議長 長（円子徳通君）

6番、下田君。

6番（下田敏美君）

世の中は男女共同参画社会ということを再三叫ばれておりますので、それ相当の女性を登用していただくように、この場でお願いしたいと思います。

議長 長（円子徳通君）

答弁はよろしいですか。

町長。

町長（吉田 豊君）

先ほど申し上げましたように、私は、農業委員会は六戸町にとりまして極めて、今の現状からいきましても大事な組織体というふうに捉えております。

その中であって各種役目と申しますか、そういう部分は存在しますので、その役目の状況を見ながら、男女共同ではあるんでありますけれども、同じであればいいんですが、基本的に男性と女性は違うもの、あり方のものがございますので、女性としては厳しいかなということ等もあるやもしれません。

全体的な業務を見ながら、それに対応するものであれば、それなりの人材を見ながら女性、男性を問わずしっかりとその役目を担っていただく方を考えてまいりたいというふうに思います。

議 長（円子徳通君）

6番、下田君。

6 番（下田敏美君）

私の希望としては、やっぱり若い女の人を登用してもらって、農業の未来は明るいんだよということを態度で示してほしいなということをお願いして、質問を終わります。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

同様に、私もできるだけそういう若手で元気のある方がよろしいかなというふうに思っております。

ただ、蛇足でございますが、なかなか、いろんな委員をお願いする際において、若手の方、一生懸命頑張っている方々がこのような公の場において、それをお引き受けできないという方もいらっしゃる時世でございますので、その点に関しては若干、他の委員会や何かにおきましても苦慮しているというのも現実でございますので、お考えは、そうあればいいなと私自身も捉えておりますので、今、状況に即しながら頑張ってまいりたいというふうに思います。

議 長（円子徳通君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号 六戸町農業委員会委員選考委員会設置条例案については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 議案第57号 六戸町農業委員会農地利用最適化推進委員選考委員会設置条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長 (高橋宏典君)

議案第57号 六戸町農業委員会農地利用最適化推進委員選考委員会設置条例案について、その概要をご説明いたします。

提出議案39ページをごらんください。

本条例案は、平成28年4月1日から改正農業委員会法が施行されたことに伴い、条例を制定するものであります。

議案40ページをごらんください。

第1条は、設置について定めており、名称を「六戸町農業委員会農地利用最適化推進委員選考委員会」と定めるものであります。

第2条は、所掌事項について定めるものであります。

第3条は、組織について定めるものであります。

第4条は、委員について定めるものであります。

第5条は、委員長、副委員長について定めるものであります。

第6条は、招集について定めるものであります。

第7条は、会議について定めるものであります。

第8条は、庶務について定めるものであります。

第9条は、委任について定めるものであります。

附則は、施行期日を公布の日からとし、施行後、最初に招集する選考委員会の会議は第6条の規定にかかわらず、農業委員会会長が招集するとするものであります。

以上で議案第57号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第57号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号 六戸町農業委員会農地利用最適化推進委員選考委員会設置条例案については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第58号 六戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長 (高橋宏典君)

議案第58号 六戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、その概要をご説明いたします。

提出議案44ページをごらんください。

本条例案は、平成28年4月1日から改正農業委員会法が施行されたことに伴い、改正するものであります。

提出議案45ページをごらんください。

あわせて、説明補足資料の10ページの新旧対照表もごらんください。

今回の改正は、別表中、農業委員会の会長及び委員の報酬を改め、また新たに職務代理者及び農地利用最適化推進委員の報酬及び旅費の額に加え、さらに農業委員会委員選考委員会委員及び農業委員会農地利用最適化推進委員選考委員会委員の報酬及び旅費の額を加えるも

のであります。

附則は、施行期日を公布の日からとし、農業委員会の会長及び職務代理者及び委員の報酬の額については、平成29年7月20日から適用するとするものであります。

以上で議案第58号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ありませんか。

7番、川村君。

7番（川村重光君）

この特別職、農業委員の報酬を改定する、ここには上げるという前提で提案されております。この上げるに当たって、そういう組織立った、どういう形で上がっていくものかを少しご説明していただきたい。理由かな。

議長（円子徳通君）

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（高橋宏典君）

お答えいたします。

現行の報酬の額から改正後の報酬の額に引き上げるということの根拠でございますが、現状の委員の活動の日数等を考慮して算定しております。

一般の委員については、月平均3日ほど業務に従事されているという実績が出ておりますので、5,300円掛ける3日間分ということで設定をしております。

職務代理者に関しましては、会長職の代理として会議のほうに出席するというので、4日ほど月平均出席していただいておりますので、掛ける4日で設定してございます。

会長職に関しましては、週に2日、月に2回ほど出張研修会、会議等ございます。月に大体平均で10日ほど出勤されておりますので、その分の掛ける日額5,300円ということで、5万円で設定してございます。

ちなみに、報酬が増額される分に関しましては、改正農業委員会法が施行されたことに伴いまして、農地利用最適化交付金が交付されることになってございます。この交付金に関し

ましては、委員の報酬の上積みを目的とした交付金でございますので、そちらを充てて対応してまいりたいと思います。

議 長（円子徳通君）

7 番、川村君。

7 番（川村重光君）

金額はわかりましたけれども、こういう値上げすると損金の状態ですよね。どういう形で、産業課だけでやっているのか、どういう、審議会ともそういうのがあるのか、そこら辺。

議 長（円子徳通君）

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（高橋宏典君）

農業委員会とか産業課だけで決定しているものではございません。農業委員会の中で話をもみまして、それを町長部局のほうに財政当局とも話をしまして、それで設定をさせていただきます。

ほかの特別職の報酬の設定に関しましては、議員その他の特別職に関しては特別職報酬審議会があるはずなんですが、その他の分に関しましてはそういう審議会がございませんので、そういう手続で行っております。

議 長（円子徳通君）

7 番、川村君。

7 番（川村重光君）

そういう委員会があるわけですね。議員も入っているわけですね。それを開いたということですね。

議 長（円子徳通君）

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（高橋宏典君）

そういう委員会はございませんので、議員以外の町長、教育長、議員以外の各委員に関しましてはそういう審議会を持つという条例等になっておりませんので、農業委員会の中で話を検討して、それを町長部局のほうの財政当局にも相談をしまして議案を提出させていただいております。

議長（円子徳通君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

11番、山本君。

11番（山本 実君）

結論から申し上げますと、私は、特に会長の報酬、安いのではないのかなという感じをいたしております。これ、提案されたものを見ますと、月額3万2,000円から5万円にというふうなことでございますが、実は会長のこの年間のスケジュール等を見る、調べる機会がありまして見たんですけれども、かなり大変なハードなスケジュールであるわけであります。

そういうふうなものから比較いたしますと、この5万円という金額が妥当なのかどうかというふうな議論もありますけれども、私は合わない、いわゆる農業委員会に向けている会長の職務の大きさというんですか、それから比較しますと全く合わない金額であると、そういうふうに考えております。

今後、値上げをしていく考え方はあるのか。

それからもう一つは、他の自治体と比較いたしまして、この金額はどうなのか。そのところを答弁いただきたいと思います。

議長（円子徳通君）

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（高橋宏典君）

お答えいたします。

まず、今後、会長職その他委員の報酬を上げる考えはあるかということに関しましてお答えいたします。

今現在の時点では、まだ上げるということの考えは持ってございません。周りの状況、法律の改正等見きわめながら、順次、それに従って対応してまいりたいと思います。

あと、周辺市町村との状態なんですけど、現行時点での変更後、改正後の情報はまだつかめておりませんので、現行後、改正前の状況ですと、市部におきましては、高いところだと9万5,000円近くの会長さん、報酬を支払っているところもあります。

ただ、町村部でいきますと、変更前の金額に近い平均値が出ております。ただ、今回の改正法に伴いまして、業務量が各段にまたふえてくると。荒廃農地の解消に向けた事務がさらにふえてくるということを鑑みまして、報酬の上積みということをさせていただいております。

議 長（円子徳通君）

11番、山本君。

11 番（山本 実君）

よくわかりました。先ほどの答弁でありますと、月に大体10日くらいは会長、役所のほうに来ていただいているとは思いますが、いわゆる自分で仕事を持って、掛ける12カ月で120回役所に来る、また農業委員会の業務をすることとなりますと、つまり単純に申し上げますと、120日間というようなものは自分の仕事ができないわけですね。ですから、私はそういうようなところまで考えていかなければならないと思うんです。

そういうようなことから、安いのではないのか、定額ではないのかというふうなことを申し上げているわけでありまして。

どうぞ今後、他の市町村比較するのは一つの参考になると思いますけれども、値上げについて再度考えていただいて、またご提案していただきたいというふうに思っております。

以上。

議 長（円子徳通君）

答弁はよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第58号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号 六戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第59号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

議案第59号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書47ページからになります。補足資料11ページもご参照願います。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

第1条の改正は、12月支給の期末手当の支給割合を100分の5（0.05月）分引き上げるものであります。

第2条の改正は、平成29年度の6月の支給割合を100分の2.5引き上げ、12月の支給割合を100分の2.5引き下げるよう改めるものであり、1年の支給割合に変更はございません。

附則として、施行日、適用日、内払いを定めたものであります。

以上で議案第59号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

7番、川村君。

7番（川村重光君）

この根拠と、それからこのパーセント、提案されておりますけれども、ちょっと私もこれわからないものだから、お金の金額でちょっと説明していただければと思います。

議長（円子徳通君）

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

お答えいたします。

この改正は県の人事委員会勧告により、一般職の勤勉手当の支給割合が改正になっております。それに準じて県議会議員の期末手当も改正が行われることとなっておりますので、当町議会議員の期末手当についても、同様に支給割合を引き上げるものでございます。

金額についてでございますけれども、正副議長を除く議員については年額1万3,500円程

度の引き上げとなります。

以上です。

(「6月と12月も一緒にですか」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質問者は、挙手の上お願いします。

7番、川村君。

7 番 (川村重光君)

6月と12月も一緒にですか。

議 長 (円子徳通君)

総務課長。

総務課長 (川村星彦君)

今回の改正は12月の手当の支給割合を改正するものでございます。

(「6月はない」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ほかにごいませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(発言する声あり)

議長 長 (円子徳通君)

討論いたしますか。

ただいま川村議員から討論省略することに異議ありとの発言がありましたので、これから討論を行います。

まず、原案に対し反対者の発言を許します。

川村君。

7 番 (川村重光君)

ただいまの説明で、議員の期末手当は一般職と同じく青森県の人事委員会の勧告に準じて上げたり下げたりするのが条例で決まっているんだと、そういうことで今回提案したと。本当にありがたいお話であります。

また、下げられれば、これはまた大変なことになります。複雑な思いでございます。

私は、この非常勤である議員の報酬が人事委員会の趣旨に沿って扱われるということは、ちょっと理解できません。

きのう、一般質問でも災害支援について議論されておりました。被害を受け困窮している農家もいるわけでございます。私は、議員の期末手当であっても、常に町の事情を酌んで提案すべきものと考えております。

議案の賛否は、最後には議員個々の判断に委ねられます。つまり、賛成すれば町民不在で自分の給料を上げることになります。

(「給料でなくて報酬だよ」の声あり)

7 番 (川村重光君)

そうです。

(「わかります」の声あり)

7 番（川村重光君）

私は、支持者がいてこの場に立っており、現在の町民感情から考えまして、この議案は私の支持者には絶対理解されない。

よって、この59号には反対いたします。良識ある議員の皆様には同意していただけるものと信じて討論いたします。

以上です。

議長（円子徳通君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成者の発言がありませんので、これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第59号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

議長（円子徳通君）

起立多数です。

お座りください。

賛成者8、反対者3で、したがって、議案第59号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

11時10分まで休憩いたします。

休憩（午前11時02分）

再開（午前11時12分）

議長（円子徳通君）

休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、日程第13 議案第60号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

議案第60号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書50ページからとなります。補足資料12ページもごらんください。

改正内容は、議案第59号と同様でございます。

第1条の改正は、12月支給の期末手当の額を支給割合を100分の5引き上げるものであります。

第2条の改正は、6月と12月の支給割合を調整するものでございます。

附則として、施行日、適用日、内払いを定めたものでございます。

以上で議案第60号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第60号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第61号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (川村星彦君)

議案第61号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書53ページからとなります。補足資料13ページから37ページもご参照願います。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

本案は、青森県人事委員会の勧告に基づく県職員の給与等の改定に準じ、改正するものでございます。

54ページ4行目、第8条の2以降では、当町では該当したことはございませんが、医師の採用時の初任給調整手当について、7行目、第21条以降では、勤勉手当について年間支給割合を0.05月分引き上げるものであります。

12行目、別表第1から別表第3以降では、給与の額について、若年層については1,500円程度、その他の年齢層については400円程度引き上げるものでございます。

74ページ2行目、第9条以降は扶養手当について、配偶者に係る扶養手当の額を段階的に平成30年度は6,500円に減額し、子どもに係る扶養手当額は1万円に引き上げるものであります。

76ページ4行目、第10条2以降は通勤手当について。

11行目、第21条以降は今回改正する期末手当を、平成29年度で均等にするものであります。

附則では、施行日、適用日、内払い、経過措置を定めるものであります。

以上で議案第61号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第61号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 議案第62号 土地改良（災害復旧）事業の施行についてを議題といた

します。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（小林 章君）

議案第62号 土地改良（災害復旧）事業の施行についてご説明申し上げます。

議案書79ページをごらんください。

本案は、平成28年発生台風7号災害で被災した農地及び農業用施設の災害復旧事業を施行するため、土地改良法第96条の2第2項及び同法第96条の4において準用する同法第49条の規定により、提案するものであります。

80ページをごらんください。

地区番号、地区名、工種、事業量、事業費、補助率の順にご説明いたします。あわせて別冊の議案説明補足資料38ページの農林災害箇所図もごらんください。

42-1 竹内 田 面積0.46ha 長さ7m 104万5,000円 50%。

42-2 川村 田 面積0.34ha 長さ17m 151万2,000円 50%。

42-3 佐藤 畑 面積0.02ha 長さ14m 81万円 50%。

42-101 坪毛沢 水路 長さ23m 298万1,000円 65%。

42-102 今熊 水路 長さ41m 667万5,000円 65%。

以上、農地計3件、336万7,000円、農業用施設計2件、965万6,000円、合計5件、1,302万3,000円の災害復旧事業を施行するものであります。

以上で議案第62号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第62号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号 土地改良(災害復旧)事業の施行については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第63号 平成28年度六戸町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長 (円子富浩君)

説明申し上げます。

議案第63号 平成28年度六戸町一般会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

議案の81ページからになります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億5,402万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億1,935万1,000円とするものであります。

最初に、歳入についてご説明いたします。

事項別明細書の3ページになります。

まず、1款町税、1項町民税では2,000万円を、次の10款地方交付税には、普通交付税5,071万円をそれぞれ増額計上しております。

12款分担金及び負担金から5ページ上段の15款県支出金までは、事業費との関連においてそれぞれ所要額を増額計上しております。

5ページ中段の17款寄附金には、一般寄附100万円を増額計上、下段の18款繰入金には、大曲小学校学童保育所の増築工事費の財源として、ふるさと基金繰入金1,000万円計上しております。

6ページになります。

20款諸収入では、前年度事業「子どものための教育・保育給付費国・県負担金追加交付金」618万2,000円を計上、下の21款町債には、集落基盤整備事業の財源として、一般事業債130万円を計上しております。

次に、歳出の主な内容についてご説明いたします。

最初に、特別職及び一般職職員の給与費等については、青森県人事委員会の勧告に準じた補正であり、既決予算の人件費を精査の上、全体で129万4,000円を増額計上しております。

なお、詳細は18ページからの給与費明細書のとおりとなっております。

それでは、人件費以外の主な内容について、款を追って説明いたします。

7ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費では、1目一般管理費の13節委託料に、町例規集データベース更新データ作成業務319万7,000円を増額計上。

次の8ページが一番上になります。

3目財産管理費の13節委託料234万4,000円増額と、下の方の8目情報施策推進費の13節委託料724万5,000円減額については、公会計制度財務会計対応業務の見直しによる組み替え補正となります。

5目財産管理費では、25節積立金に一般寄附による寄附金のふるさと基金への積立金100万円を計上、7目企画費では、19節負担金補助及び交付金に定住促進新築住宅建設補助金800万円を増額計上しております。

下のほうの2款総務費、2項徴税费、1目賦課徴収費では、8節報償費に納税貯蓄組合奨励金72万円を増額計上。

9ページ下に移ります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、10ページに移って19節になり

ます。負担金補助及び交付金に臨時福祉給付金3,069万円を追加計上。

なお、この臨時福祉給付金事業には、財源として国の補助金がほぼ満額充当されます。

11ページ中ほどになります。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、13節委託料に大曲小学校なかよし会学童保育所増築工事監理業務として211万2,000円を追加計上。15節工事請負費に同じく増築工事ほかで2,396万3,000円を追加計上。20款扶助費に子ども子育て支援教育・保育給付費ほかで3,853万8,000円を増額計上しております。

少し飛んで、14ページにまいります。

8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路橋りょう維持費では、13節委託料に除雪業務1,870万円を増額計上。14款使用料及び賃借料に、同じく除雪のための機械借り上げ料692万8,000円を増額計上しております。

15ページ上段、9款消防費では、火災等出動回数の増加により、9節旅費に出動費用弁償172万5,000円を増額計上。

下に移って、10款教育費、2項小学校費では、18節備品購入費に校務用ノートパソコンの更新のための費用ほかで396万7,000円を追加計上。

16ページに移って、上段10款教育費、3項中学校費でも、同じく校務用ノートパソコンの更新費用290万4,000円を備品購入費に追加計上しております。

以上で議案第56号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので質疑を受けますが、ここで先ほどの8番、河野君に対するの答弁を求めます。

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

平成28年10月5日付で、至急該当者に郵送しました。申請書兼請求書の記載事項の中で、前年度給付金受取金融機関口座の表示で、青森銀行と表示すべき部分を内田銀行と記載したものを送付しておりました。

この誤りの原因としては2点あります。

まずは、1つ目が、システム導入業務を委託によって申請書を作成しておりましたが、事

前のテスト運用で入力しました架空の銀行名を修正し忘れたことが一つであります。

次に、この事務担当者2名が金融機関名の誤りに気づかなかったことが原因となっております。

今後については、より多い人数でチェックし、誤りがないように注意してまいりたいと思います。

議長 長（円子徳通君）

8番、河野君。

8番（河野 豊君）

最初にしゃべったとおり、立て続けに起きているんです。1回目よきの対応措置として、複数人で確認をして、要はミスを防ぎますということなんです。それがあって幾ばくもしないうちに、また同じような事務ミスが発生してしまつた。その複数人で見るとということも、それも非常に大切だと思つてはすけれども、要は確認の方法がもっと別にあると思つてはすよ。

これは、社会全体からいわせると、例えばものをつくつてはる会社だとかつていうと、QCだとか品質管理だとかやりますよね。どういふふうな形でじゃ品質管理をやるのかということ、要は抜き打ちといふのも当然ありますし、確認するのに、最近はもうパソコンで全部やつてしまふ傾向は非常に強いと思つてはすけれども、そうではなくて、やっぱりやつた人のその一部でもいいから出してもらつて、紙ベースで。よく私たちが役所へ書類を持っていくと、鉛筆で全部チェックしますよね。ここよし、ここよし、ここよしつて。そんな形で何か書類を持っていったときに、受付業務をやる人は、ミスをしないように徹底してやつてはすよね。だから、恐らく複数人数で確認したとしても防げないと思つてはす。

冒頭言つたとおり、六戸町は非常に人口がふえてはるということで、脚光を浴びてはるすけれども、一方では、ですから、こういう不祥事が連続して出で、もっと言わせてもらえればさらにはバス事故なんかも発生したりして、六戸町というイメージが非常に壊れてしまつたよな気がするんです。

だから、これ以上ミスをまた犯してしまふということになると、六戸町は何をやつてはるんだといふふう言われても仕方がないのかなと思つてはす。

そういうふうなミスを犯さないための手法といふんですか、それは当然役場ですからわか

っていることだと思うんですけども、同じような再発防止に努めますという言葉だけでは皆さん納得しないと思うんです。こここのところを、今後どういうふうにやっていくのか。ミスをおさないための徹底的な検証もしていかなければいけないと思うんですけども、今後においてどう考えていらっしゃるか、お聞かせ願いたいと思います。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

まず、ご指摘の点に関しまして事務処理等が確かに続きました。まことに皆さんに信頼を欠くようなことになりましたことをおおび申し上げたいなというふうに思います。

ただ、あえて申し述べさせていただければ、どの事例も故意ではなかったという部分が幾らか救われる部分かなというふうに思っております。

今は、デジタルデータという流れの中であって、一旦見落としますと、そのミスが拡大するということがありますので、それは若手の人だったりそういう人たちは十分理解していると思います。よくウイルスだとかいろんなことでのことをハッカーがどうだとかと言う方いらっしゃるんですけども、私は一番のセキュリティーは、扱う人間だというふうに思っております。幾ら機械が進もうとも、当初の扱いはあくまで人間、俗に言うアナログで行うわけでございますので、その段階でのことが極めて大事であるというふうに捉えています。ご質問にありましたように、ご指摘ありましたように、複数でチェックするというお話をしております。

ただ先般、今月の1日でございますけれども、朝礼でも職員皆さんの前で話をさせてもらったんですが、皆さんちょっとコミュニケーションが足りなさ過ぎると。それぞれお給料もらって、ただ来ればいいというものじゃないという、かなりちょっと手厳しい言い方をいたしました。

正直言いまして、うぬぼれているというふうに感ずる職員が結構います。正直言って、それでいいと思っているのかと言いたくなるほどの職員もいます。もし、しゃべってもいいのであれば、私は四六時中しゃべってみたいなど。そのかわり泣きが入っても許さんぞというつもりでいますが、ただそこまで、いじめというふうにとられれば困りますので、そこまではやりませんが。

今ご指摘ありますように、単に事務的に複数でやるのではなくて、日常的な中において、もちろん上司に大きな責任があります。その方々が状況を見ながら職員同士が日常も協力し合う、会話をやりとりしているという環境があれば、私は同じ複数でチェックといたしても、相談しやすいし、ミスの発生という部分はかなりの率でもって、チェックをしながら抑えるような環境になり得ていくんじゃないかなというふうに思っております。

今、具体的にこの策でというふうには持ち得てはいませんが、まずは扱う、携わる職員の人たちが自覚心を高めること。しかし、個人だけを責めても始まりませんので、みんなでもって公の業務とは何たるかという部分の再認識をせよということで、先般の朝礼でお話をしました。

どれだけ自覚しているかしていないかは、その能力は職員のレベルによるだろうなというふうに思っておりますので、まず理解できない人間は自分で鏡見て反省してもらいたいなというぐらいの気持ちでやっておりますので、この次発覚した際においては、それ相応の対応をしていきたいと。自覚のなき者、公的立場にあるという責務を感じ取っていない者、それは公の任ではないというふうに捉えておりますので、これからもそのように厳しく対応してまいりたいというふうに思っております。

具体的にこのような策というふうに申し上げられないのは申しわけないでありますけれども、ご指摘ありましたように、私どももこのような不祥事が起きたことを非常に残念に思っておりますし、悔しい思いでおりますので、再発がないような努力してまいりたいと。

また、立て続けということがありますが、副町長にもお話をしまして、このようなことがありますと、私どもは幾らか件数が少ないから片づけばいいだろうという発想は持ち得てはいません。公的な意味でございますので、すぐマスコミなり何なりに報告しなさいと。いろいろ今お話あるように、周りからは六戸何やっているんだというふうに言われるのかもしれませんが。

しかし、そういうミスがあったことを、あえて何とかなるという形で脇に置きながら処理しようという発想はございませんので、副町長そういう中でどんどん発表しておりますから、あのよう新聞とかニュースにもなるわけでございますが、私どもとしては逆にそれが糧となって、もっと心が締まっていってくれば良いなという気持ちでおりますので。私どもは、そのような形で情報もどんどん出しているということも、ご理解いただければありがたいというふうに思います。

ちょっと、しっかりしたお答えになっていないのかもしれませんが、今後とも、反省はし

ておりますので、努力してまいりたいということをお伝えして答えとさせていただきたいと思えます。

議 長（円子徳通君）

8 番、河野君。

8 番（河野 豊君）

今、町長から非常にかたい決意を聞かせてもらって安心したという次第です。

やっぱり、さっき町長が言ったように物事を不祥事を隠しておけば、それが渦を巻いてとんでもないところまで火花が散ってしまうというふうなことはあると思うんです。そういう意味で言えば、正々堂々と発表されたということはすばらしいことだと思います。

ただ、一方ではやっぱりこうやって2回も不祥事が出た、それが町長の答弁で気持ちだとか、これからの方向性だとかってというのは大体見えてきたような気はするんですけども、ただ、役場内だけの問題にとどめておいていいのかと。もっと別な専門機関だとか、そういうところの意見も求めるべきじゃないのかと思うんです。

先ほど私もしゃべりましたけれども、世の中にはいろんな会社があったり、いろんな組織あったりしますよね。その中で、お互いミスを犯さないようなやり方を研究してやっていると思うんですよ。ですから、そういうところもある程度参考にすべきだと思うんです。

私も企業の経営をしていますけれども、やっぱり下手すると請求漏れだとか何やかんやと出る可能性というのは十二分にあるんですよ。件数が多いですから。だから、そこをきちんと管理していかないと何にもならないということになってきますので、その辺も踏まえて外部に意見を求めるのが一つと、あと、先ほど私が言ったように、ちゃんとやっているのかやっていないのかというのを、要は口だけで言ったって、何にも確認になっていないじゃないですか。要は、抜き打ちでおまえの業務の内容を見せてくれと。そういうふうな形で徹底してやっていかないと、口でいくら言ったって何の効果も出てこないんじゃないですか。

要は、具体的な方法論が見えてこない。それだと、またもしかすると出てくるやもしれません。ミスの内容を見ますと、本当に徹々たるミスなんです。たったそこだけをやってくれさえすれば何にも問題が生じなかったと思うんです。そこのところが漏れていたというのは非常に残念でならない。

なので、そういうふうな再発防止、再発防止と言っていてもいいんですけども、じゃ

具体的にどうやってやっていくかということ、何とか見出してほしいなと思っております。

それに対してちょっとお気持ちをお聞かせください。

議長 長（円子徳通君）

副町長。

副町長（保土澤正教君）

ただいまの河野議員さんのご質問、非常に反省を交えながら聞いておりました。

事務処理を預かるトップとして非常に私も残念ですが、今、河野議員さんからご意見ありました、外部の意見を取り入れる手法、あるいは事務を改善する具体的な方法、そういうふうなものは私も、先ほど町長からもお話がありましたけれども、具体的な方法論は今持ち合わせておりませんが、今後、庁内でその辺を課長会議等でも話し合って改善する方向に向かえればなど、そういうふうに思っている次第でございます。

ちなみに、今月の庁議では、課長さん方が集まっている中では、こういう事務処理のミスというのは続いているよというふうなことを報告して、今後心して、ないように各自が職員と、先ほど町長もお話ししましたように、コミュニケーションを密にして、事務連絡を十分とって事に当たっていかうと、そういうふうなことを確認したばかりでございます。

なお、私自身もミスは起こり得るものという前提で私は事務処理はしております。したがって、担当課長にも、ミスはあるんだと、それを見つける、見抜く、そういう眼力を持ってほしい、こういうこともまたお話をしております。

そういうふうなこともあわせて、これから議員からご指摘のあったことにつきまして、重々職員一同反省しながら、今後の事務処理、適正に行われるように見据えていきたいと、そう思っております。よろしく願いいたします。

議長 長（円子徳通君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

6番、下田君。

6番（下田敏美君）

事項別明細書3ページですが、地方交付税関連質問です。

11月25日の新聞を見ますと、総務省が人口減少対策として地方交付税算定基準を見直す、それは何かといえば人口減少対策で成果を上げた自治体に配る地方交付税を、2017年度から手厚くするというふうに書いていました。ですから、当町が一番先に該当すると思うんですが、平成29年度予算に向かって、町長が何かまた新しい事業考えているものかどうかお伺いしたいと思います。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

まず、新聞で見まして、県の市町村振興課に行きまして、減少対策に関してのことはよく言葉を入れるが、努力をして結果を出したところには何かないのかという話は常々県庁に行っては話をしておりました。そうしましたところ、成果があらわれた、今ご質問にあったことも出てきまして、これで歳入、六戸町若干ふえるようないい意味かなというような感じで受け取りました。

ただ、全国レベルでたしか金額が出されていたような気がいたしますので、どのような形で来るかという部分は把握してはおりません。ただ、今、議会済み、また青森に行く機会にはそこへ行きまして、ちょっと脇のほうから、その成果のほどに対する対応判断をなさざる場合は、青森県はおかしいんじゃないかぐらいのことを話をしようかなというふうに思っております。

ただ、私ども全国のほうの財務委員会とかそちらのほうに属しているのでありますけれども、総じて明年度の交付税という部分は幅が狭まるんじゃないかという話があります。ですから、私どもとしては今、人口増に伴う成果を上げたということで、別の分野からも対応していただけるものが今お話のとおりあったわけでございますけれども、総体から見ますと果たしてどのくらいになるのかという部分は、まだ私どもは正確には把握はしておりません。

ただ、総じて日本全国町村交付税対象の自治体は、明年度は28年度よりも減るだろうという捉え方になっておりますので、その差し引きの中であって、どういうふうに財政、町村のために役立っていかうかというふうに考えたいと思っておりますから、その金額大きければ、それ相応に、今まで支出しております助成等にかかわるものを補うためのものに充て向ける

かもしれませんが、それも一つの考えとしてあるかもしれませんが、今のところは総体が減る、しかしそちらから入ってくるといういい部分みたいな格好になりかねませんので、私どもとしては、その正確な数値等把握してから考えたいと思っておりますので。

もし余力があれば、ご質問ありましたように新たに手をかけるような、実はこういうふうになれば、ああいうふうになればというような気持ちは正直ありますので、対応し得るのであれば、それらのことを考えていきたいと思いますが、現時点では総体の部分も見ながら考えておりますので、具体的にお金があれば、交付税が伴ってくればなになにするというふうには考えてはおりません。

今、早く流れ全体をつかみたいなど。当初予算のほうもこれからやってくるわけですので、それが早く読み取れば、予算のほうも組みやすいなど考えております。現時点では具体的には何がというのはありませんが、もし余力が相当あるのであれば、ご質問もありましたし、対応できるようなものを的確な部分を考えてまいりたいというふうには思っております。

以上でございます。

議 長（円子徳通君）

6 番、下田君。

6 番（下田敏美君）

新聞を見ますと、成果を上げた自治体に地方交付税を手厚く配賦するというふうに断定していますので、ブレーンを最大限に利用して新しい知恵を絞って、また新規事業に取り組んでほしいということを書いて、質問を終わります。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

おかげさまで、いろんな役目を担わせていただいておりますが、昨年におきましても六戸町から出ていってのことになるわけですが、税制改正に伴うゴルフ利用税のことやら、来年に向かっては自動車税、軽自動車税等のこともあります。一応、それらに関しまして国との要望等を市町村振興課長や総務部長、総務省から来られている方々

ですが、一緒になって行っております。昨年、そのように一緒に行動を起こしているの結果としては、それ相応の特交等に対する対応はかなりのものがあったように感じ取っておりますので、単にそれはそういう結果だったということでございますけれども、ことしは今ご質問がありますように、実際に成果が見えた町というふうに自負しておりますから、その点に関する考慮を含めてのご判断をいただくように、運動といいますか、お話をしたいというふうに思います。

議 長（円子徳通君）

6 番、下田君。

6 番（下田敏美君）

9月の27年度交付税の決算を見ると、ふえていました。多分、人口増に対する交付税の増額だったと、そういうふうに私なりに理解していますけれども、やっぱりいろんなそういう取り組みをした結果だと。ですから、やっぱり新規事業、逆に六戸から発信して、地域事業を発信して全国へ発信してほしいなど、考えてほしいなと思います。

以上です。

議 長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第63号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号 平成28年度六戸町一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第17 議案第64号 平成28年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長(川原 徹君)

議案第64号 平成28年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

議案書の86ページになります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,167万9,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,104万1,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書に基づきご説明いたします。

今回の補正の主な内容につきましては、C型肝炎、がん治療薬等の保険適用による高額療養費の増加に対応するものであります。

最初に、歳入についてご説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開きください。

4款国庫支出金、1項国庫負担金に、高額医療費共同事業負担金として275万7,000円を増額計上。

7款県支出金、1項県負担金に、高額医療費共同事業負担金として275万7,000円を増額

計上。

8 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金に、高額医療費共同事業交付金として551万5,000円を増額計上。

12 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料に、一般被保険者延滞金として65万円を増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

事項別明細書の4ページをお開きください。

1 款総務費、2 項徴税費に、納税奨励費として65万円を増額計上。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金に、高額医療費拠出金として1,102万9,000円を増額計上いたしました。

以上で議案第64号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第64号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号 平成28年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号) は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第18 議案第65号 平成28年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算 (第3号) を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 (外山昌彦君)

議案第65号 平成28年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算 (第3号) についてご説明申し上げます。

議案書88ページから89ページとなります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に114万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,386万6,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書に基づきご説明いたします。

今回の補正は、介護給付費の年度内見込み額の変更及び、人件費の精査による補正が主なものでございます。

事項別明細書3ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料に、22万8,000円を増額計上いたしました。

これは、転入等の資格異動により精査し、増額したものでございます。

9款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金に91万9,000円を増額計上いたしました。これは、総務費を増額したことに対し、補正するものでございます。

次に、歳出の主な項目についてご説明いたします。

4ページをお開き願います。

4ページの中段となりますが、1款総務費、3項介護認定審査会費、1目認定調査等費で

は、介護認定審査会の主治医意見書作成手数料及び介護認定調査業務委託料の見込み額等の変更により、目の計で79万1,000円を増額計上いたしました。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費では、項の計で130万9,000円を減額計上し、5ページの中段となりますが、同じく2項介護予防サービス等諸費では、項の計で18万3,000円を増額計上し、同じく6項特定入所者介護サービス等費では、項の計で112万6,000円を増額計上しました。

この保険給付費については、各サービス給付費において、本年4月から9月までの実績をもとに年度内の見込み額を見直したことにより、補正するものでございます。

6ページをお開き願います。

5款地域支援事業費、1項介護予防事業費では、項の計で27万1,000円を増額計上し、同じく2項包括的支援事業・任意事業費では、7ページの中段となりますが、項の計で27万1,000円を減額計上しました。この地域支援事業費の増額及び減額については、嘱託職員の人件費を精査したほか、事業費を調整したことにより補正するものでございます。

7ページの下段になります。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金では、1目第1号被保険者保険料還付金に、平成27年度分の資格喪失者に係る介護保険料還付金として7万2,000円を増額計上し、同じく2目償還金に流用補正し予算不足となりました県介護保険財政安定化基金償還金を、15万6,000円増額計上いたしました。

以上で議案第65号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第65号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号 平成28年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第19 議案第66号 平成28年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 (川原 徹君)

議案第66号 平成28年度六戸町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

議案書の90ページからになります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ746万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,167万1,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書に基づきご説明いたします。

今回、主な内容につきましては、広域連合負担金の増額に対応するものであります。

最初に、歳入についてご説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開きください。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料に特別徴収保険料として439万

2,000円を減額計上。同じく普通徴収保険料として1,185万9,000円を増額いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

事項別明細書の4ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費に一般管理費給料として5,000円を増額計上。同じく職員手当として5,000円を減額計上いたしました。

2款分担金及び負担金、1項広域連合負担金に負担金補助金及び交付金として746万7,000円を増額計上いたしました。

以上で議案第66号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第66号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号 平成28年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第20 議案第67号 平成28年度六戸町霊園事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（川原 徹君）

議案第67号 平成28年度霊園事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

議案書の92ページからになります。

今回の補正内容につきましては、既定の歳入予算を調整するものであります。

それでは、事項別明細書に基づきご説明いたします。

今回の補正予算の主な内容につきましては、土地貸付収入予定により調整したものであります。

歳入についてご説明いたします。

事項別明細書の2ページをお開きください。

2款財産収入、1項財産運用収入に、土地建物貸付収入として5万8,000円を増額計上。

3款繰入金、1項一般会計繰入金に、一般会計繰入金として5万8,000円を減額計上いたしました。

歳入の計で増減はございません。

以上で議案第67号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第67号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号 平成28年度六戸町霊園事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第21 議案第68号 平成28年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長(吉田史明君)

議案第68号 平成28年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

議案書94ページをお開きください。

六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ236万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,196万6,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分と金額は、第1表「歳入歳出予算補正」によるものであります。

初めに、歳入からご説明申し上げます。

事項別明細書3ページをお開きください。

5款繰入金、1項繰入金、1目他会計繰入金に236万4,000円を増額計上いたしました。

内訳は、一般会計から職員人件費繰入金として172万円と訪問看護事業準備繰入金として64万4,000円であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

事項別明細書4ページをお開きください。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費に236万4,000円を増額計上いたしました。

内訳は、職員給与、諸手当等の精査により172万円、訪問看護準備のため11節需用費に9,000円、12節役務費に訪問看護業務支援システム初期導入費ほかで15万1,000円、14節使用料及び賃借料に訪問看護業務支援システム利用料として6万5,000円、18節備品購入費に訪問看護事務用ノートパソコンほかで41万9,000円であります。

以上で議案第68号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第68号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号 平成28年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第22 同意第4号 六戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで、長根教育委員会委員長より退席の申し出がありましたので、退席を許します。

(教育委員会委員長(長根富栄君)退席)

議 長 (円子徳通君)

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより同意第4号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 長(円子徳通君)

全員起立であります。

お座りください。

よって、同意第4号 六戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

長根教育委員会委員長の入場を許します。

(教育委員会委員長(長根富栄君) 入場)

議長 長(円子徳通君)

皆様、再任されました長根教育委員会委員長に拍手をもってお迎えください。

長根教育委員会委員長より、一言申し添えることがあれば発言を許します。

壇上でどうぞ。

教育委員会委員長(長根富栄君)

議長のお許しをいただきましたので、一言皆様に感謝の意を申し述べたいと思います。

私、平成8年に人事案件で皆様のご承認をいただいて、5期、20年間やらせていただいておりますので、身を引く覚悟をして申し入れをしていたところでございますけれども、町長や副町長の強引な押しにとうとう負けてしまいまして、またこのような仕儀になってございます。

私は自分の持論として、国政に参加しておられました参議院議員の北海道出身でアイヌの議員の方がございました。萱野茂さんといいます。私は彼のつくったアイヌ語辞典を愛読している者でございますけれども、彼が1期でやめるときに、このようなことを言っております。狩猟民族は、陽のあるうちに狩りから戻るときは山をおりるものだ。それは自分の持

論でございます。

実は、60代後半になって、若いときはほとんど記憶力の減退などということはない人間でございましたけれども、徐々にそのようなことがあったりいたしております。してみれば、どこかで区切りをつけるというのも、また自分の生き方の一つかなというふうに思ったりしていたところでございます。

承認を受けましたので、1年間はそれなりにやらせていただきたいと思います。

本日のご承認、まことにありがとうございます。

終わります。

議 長（円子徳通君）

以上で、本定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

これをもちまして、平成28年第4回六戸町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、ご起立願います。

礼。

閉会（午後 0時14分）